

北方領土問題の解決に向け毅然とした外交交渉を求める意見書

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、歴史的にみても国際法に照らしてみても、疑う余地のない我が国固有の領土であり、返還の早期実現は、戦後残された国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかしながら、戦後 81 年が経過した今もなお、北方四島は返還されずロシアの不法占拠下に置かれていることは、誠に遺憾である。

このような中、去る 8 月 13 日、ロシアのプーチン大統領が択捉島を訪問したことは、国民感情を深く傷つけるものであり、到底許容できるものではない。

直ちに日本政府はロシアに対し厳重な抗議を行い、強い遺憾の意を表明したところであるが、ウクライナ侵攻以降、ロシア側による平和条約締結交渉の中断宣言等もある中、領土問題の解決に向けた対話の道筋は極めて厳しい状況に直面している。

また、元島民の高齢化が進む中、本県にも元島民の女性が 1 名在住されており、一日も早い解決を切に望むものであるが、自由訪問や四島交流事業等の再開が見通せない現状は、元島民やその関係者のみならず、国民全体に深い落胆と強い懸念を招いている。

さらに、戦後生まれの世代が国民の大多数となった今、特に若年層への継承が喫緊の課題であることから、北方領土の早期返還の実現のため、国民世論の啓発及び国内外に対する情報発信に取り組むことが極めて重要となる。

このため、北方領土返還要求愛媛県民会議では、従来の取組に加え、昨年度は新たに、根室市等への現地視察に参加した中学生と共に署名収集活動を行ったほか、中高生を主体とした「若者のつどい」を初開催するなど、特に若い世代を含む啓発事業に注力している。

北方領土問題の解決は、我が国の主権に関わる最重要課題であり、現状の停滞をこれ以上放置することは決して許されない。よって、国においては、北方領土問題の解決に向け、毅然とした外交姿勢を貫き、万全の措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 6 日

愛媛県議会議長 松尾 和久

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

内閣官房長官